

平成 23 年度金融庁政策評価実施計画

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）第 7 条の規定に基づき、金融庁が行う政策評価に関する実施計画を以下のとおり定める。

1. 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

2. 平成 23 年度における政策評価の取組み方針

金融庁における政策評価は、「金融庁における政策評価に関する基本計画」（平成 20 年 7 月 3 日金融庁訓令第 18 号。以下「基本計画」という。計画期間：平成 20 年 7 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日。）を策定のうえ、各年、「金融庁政策評価実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定し、この実施計画に沿って実施しているところである。

平成 23 年度においては、実績評価方式による評価を実施するとともに、事業評価方式による評価も併せて実施する。また、閣議決定等に基づき、政策評価と予算との連携強化を引き続き図っていく。

3. 実績評価方式による評価

(1) 評価対象とする政策の設定及び目標の設定に当たっての考え方

金融庁が実施する政策評価に関する計画は、金融庁設置法第 3 条に基づく法定任務を政策評価の対象の最上位体系（「基本政策」）として位置付け、「基本政策」の下、中期的な施策の目標として「施策目標」を定め、施策目標を実現するための「施策」を定めている。さらに、本実施計画の計画期間中に取り組む「平成 23 年度主な事務事業」を定めている。

各施策の達成すべき目標については、各施策ごとに可能な限りアウトカム（行政活動の結果として国民生活や社会経済にもたらされた成果）の視点から評価できるように「達成目標」を設定している。

(2) 実績評価の対象とする施策

別紙 1 「実績評価における基本政策・施策等一覧」で示した「施策」を実績評価の単位とする。

(3) 平成 23 年度「主な事務事業」の策定方針

中小企業者等の業況や資金繰りは、依然として厳しい状況にあることから、金融庁としては、「中小企業金融円滑化法」を 1 年間延長することとし、金融機関が貸付条件の変更等を行っている間に、コンサルティング機能を十分発揮することで、借り手である中小企業者の経営改善が着実に図られ、中小企業者の返済能力の改善と将来の健全な資金需要につながっていくという流れを定着させることとしている。

昨年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」では、「金融戦略」が 7 つの戦略分野のうちの一つとして位置づけられており、金融には、「実体経済を支えること」、「金融自身が成長産業としてリードすること」という 2 つの役割が期待されている。これらを踏まえ、金融庁では「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」をとりまとめ、新成長戦略の実現に向けて取り組んでいくこととしている。

また、国際的な動きとして、各般の国際交渉において、課題が山積しており、経済の国際化・一本化が加速していく中で、金融庁としては、引き続き、議論に積極的に参画し、各国と協調しつつも、我が国の主張・意見を強力に発信できるよう取り組んでいくこととしている。

23 年度における「主な事務事業」については、これらの取り組みを具体的に行うための追加や充実を図っている。

3 月 11 日に発生した平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震については、金融庁として全ての業務分野において全力を尽くして対応していくこととしている。同地震への対応は、平成 23 年度の金融庁の業務全般において、重要な課題になるものと考えており、今後、被害の実態や必要となる取組み等を踏まえつつ、速やかに実施計画に反映させるよう検討することとしたい。

(4) 評価の方法等

本実施計画の計画期間終了後、各施策に係る平成 23 年度の取組み状況を踏まえつつ、各施策ごとに設定した測定指標あるいは参考指標（注）に照らして達成目標の達成度合いの評価を実施する。

評価は、別紙 3「評価の判断基準」によるものとする。更に、評価結果が国民に分かりやすいものとなるよう、取組みの成果が上がっているかどうかや、今後の取組み方針について端的な結論を付すこととし、その記述に当たっては、別紙 4「端的な結論の基本類型」によるものとする。

平成 23 年度実績評価書は、平成 24 年 8 月末を目途として作成・公表する。

（注）参考指標とは、達成目標の達成度を直接的には測定できないが、測定のための参考となる指標として設定しているもの。

(5) 意見募集

評価対象とする施策、測定指標等及び評価の方法に関しては、インターネット等により幅広く意見を募集する。

4. 事業評価方式による評価

新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業、及びこれに準ずるもので社会的影響の大きいものについては事前評価を実施する。また、過去にこうした事前評価を実施し平成 23 年度に効果が発現する予定の事業については事後評価を実施する。

なお、成果重視事業については、平成 23 年度中の効果の発現予定の有無に関わらず、事後評価を実施する。

5. 規制の事前評価

規制の質的向上を図るとともに、国民への説明責任を果たすため、平成 19 年 10 月から実施が義務付けられた法律・政令に基づく規制の新設・改廃に係る規制の事前評価（R I A）については、政策効果の把握の手法等について引き続き研究・開発を進めつつ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」等に基づき適切に実施していくこととする。

なお、平成23年度の「主な事務事業」のうち、規制の事前評価の対象となると考えられるものについては、〔R I A〕の記号を付している。

6. 租税特別措置等に係る政策評価（事前・事後）

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下、「租税特別措置等」という。）の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、政策評価の実施が義務付けられている法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策について政策評価を行うものとし、その他の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策についても、政策評価の対象とするよう努めるものとする。

基本政策	施策目標	施策	平成23年度主な事務事業	達成目標	測定指標(目標値・達成時期)	参考指標
I 金融機能の安定の確保	1 金融機関が健全に経営されていること	(1) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施〔P24〕	① 市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応 ② 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 ③ グローバルに活動している金融機関に対する監督 ④ 証券会社等の連結規制・監督 ⑤ 金融機関のリスク管理の高度化 ⑥ 中小企業金融円滑化法の適切な運用 ⑦ 金融機能強化法の適切な運用等 ⑧ 早期健全化法の適切な運用	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	—	・各業態の健全性指標<自己資本比率、不良債権比率等> ・公的資金の返済額 ※ 施策Ⅲ-2-(2)における各指標について、必要に応じて参照する。
		(2) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施〔P27〕	① 金融機関に対する効果的・効率的な検査の実施 ② 金融検査を取り巻く環境の変化に対応した、的確な金融検査の実施 ③ ベター・レギュレーションに向けた検査運営の実施	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	・オフサイト検査モニターのアンケート結果（4段階評価）のうち「1（最も評価が高い）」または「2（次に評価が高い）」と回答された割合（前年度の水準を維持・23年度末）	・検査実施件数 ・検査指摘内容 ・各業態の健全性指標<自己資本比率、不良債権比率等> ・中小企業者及び住宅ローンの借り手に対する貸付条件の変更等の状況 ・評定結果の分布状況
	2 金融システムの安定が確保されていること	(1) 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止〔P29〕	① 預金保険制度の周知及び適切な運用 ② 円滑な破綻処理のための態勢整備 ③ 日本振興銀行の破綻処理 ④ 預金保険機構及び整理回収機構の住専勘定閉鎖へ向けた取組み	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られること	・アンケート調査等による預金保険制度の国民の認知度（前年度を維持・23年度末） ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」 ・名寄せデータの精度の維持・向上の状況（前年度を維持・23年度末）	・リソナグループの経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況 ・名寄せ検査の実施件数
		(2) 国際的な金融監督のルール策定等への貢献〔P31〕	① 国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等 ② 海外監督当局との連携強化等 ③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的取組みへの貢献	国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資するとともに、持続的な経済成長に資すること	—	・金融庁が参画している各国際金融監督機関等における基準・指針等の策定状況 ・各国際金融監督機関等の主催会議への出席状況
		(3) アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支え、自らも展開する金融業の支援〔P33〕	① アジア諸国の金融・資本市場に関する実態調査及びアジア新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業の実施 ② 金融協議等を通じたアジア諸国における金融・資本市場や金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進	アジア域内の金融・資本市場の整備を図るとともに、他のアジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供及び他のアジア諸国での我が国金融機関の事業展開を促進すること	—	・研修事業の実施実績 ・金融協議の開催状況
	II 預金者、保険契約者、投資者等の保護	1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること	(1) 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底〔P36〕	① 投資家保護の確保 ② 改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等 ③ 改正保険業法の円滑な施行 ④ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施 ⑤ 振り込め詐欺への的確な対応	金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること	・振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率（前年度より向上・23年度末）

基本政策	施策目標	施策	平成23年度主な事務事業	達成目標	測定指標(目標値・達成時期)	参考指標
		(2) 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実【P39】	① 金融経済教育の充実 ② 当局における相談体制の整備・充実 ③ 金融行政に関する広報の充実 ④ 多重債務者のための相談体制等の整備	利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること	・国民の金融知識の状況(前回調査時より向上・23年度調査実施時点) ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」	・シンポジウムの開催実績 ・パンフレットの配布実績 ・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件数> ・金融庁ウェブサイトへのアクセス件数 ・金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数 ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況 ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況
		(3) 金融機関等の法令等遵守態勢の確立【P41】	① 金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応	金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること	—	・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件数> ・P I O - N E Tにおける苦情・相談の受付状況<内容・件数> ・行政処分の実施状況<内容・件数> ・金融業界との意見交換会の開催実績 ・規制の新設・強化に係る政令・内閣府令や監督指針等の公布・公表後、施行までの日数(金融機関等における対応準備のための期間)
		(4) 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応【P43】	① 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供 ② 振り込め詐欺への的確な対応(再掲) ③ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ	金融機関の預貯金口座に関連する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること	・金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率(前年度より向上・23年度末) ・振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率(前年度より向上・23年度末)	・口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等件数 ※全国銀行協会公表資料 ・金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数 ・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況<金額> ※預金保険機構公表資料 ・振り込め詐欺被害発生状況・被害額<件数・金額> ※警察庁公表資料 ・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況<件数・金額>
2 公正、透明な市場を確立し維持すること		(1) 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視【P45】	① 金融・資本市場に関する包括的かつ機動的な市場監視 ② 市場規律の強化に向けた取組み ③ 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施 ④ 不正取引に対する迅速・効率的な課徴金調査の実施 ⑤ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施 ⑥ 犯則事件に対する厳正な調査の実施	市場監視を適正に行うことにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ること	—	・情報受付状況<内容・件数> ・取引審査実施状況<内容・件数> ・証券検査実施状況<内容・件数> ・証券検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・証券検査に係る通知の実施状況<内容・件数> ・無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て状況<内容・件数> ・課徴金調査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・開示検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・課徴金納付命令の実施状況<内容・件数> ・犯則事件の告発の実施状況<内容・件数> ・証券監督者国際機構(I O S C O)の多国間情報交換枠組み(M M O U)への署名当局<件数> ・建議の実施状況<内容・件数> ・市場参加者等に対する講演会、意見交換会等の実施状況<内容・件数> ・各種広報媒体への寄稿<内容・件数>
		(2) 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進【P49】	① 自主規制機関との適切な連携等	市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること	—	・金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況<内容・件数> ・関係者との意見交換会の開催実績
		(3) 市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着【P50】	① 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進 ② 上場企業等のコーポレート・ガバナンスのあり方に関する検討	金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備等を行うことにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること	—	・企業会計審議会等における議論の展開状況等
		(4) 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの適切性の確保【P52】	① 金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行・E D I N E Tの整備	投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること	—	・電子開示システム(E D I N E T)の稼働率(注)システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。 ・E D I N E Tサイトへのアクセス件数 ・有価証券報告書、臨時報告書の提出件数 ・大量保有報告書の提出件数

基本政策	施策目標	施策	平成23年度主な事務事業	達成目標	測定指標(目標値・達成時期)	参考指標
		(5) 公認会計士監査の充実・強化 〔P54〕	① 監査基準等の整備に係る対応 ② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 ③ 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査等 ④ 海外監査監督当局との協力・連携 ⑤ 公認会計士試験の円滑な実施等	厳正な会計監査の確保を図ること	—	・日本公認会計士協会が行う監査法人等の監査業務の運営状況の調査(品質管理レビュー)に係る審査の実施状況<件数> ・監査法人等に対する立入検査の実施状況<件数> ・監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況<件数> ・公認会計士等に対する行政処分の実施状況<内容・件数> ・海外監査監督当局との意見交換実績(国際会議への参加を含む) ・公認会計士試験の受験者数 ・公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数
Ⅲ 円滑な金融等	1 活力のある市場を構築すること	(1) 多様な資金調達手段・適切な投資機会の提供に向けた環境整備〔P57〕	① 中小企業等に対するきめ細やかで円滑な資金供給に資する制度整備 ② 新興企業等に対する適切な成長資金供給に資する方策の実施 ③ 機動的な資金供給に資する制度整備 ④ 国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備 ⑤ 内外の利用者の資金運用・調達機会の拡大に資する金融サービスの向上等 ⑥ 国際会計基準の任意適用の円滑な実施等 ⑦ 金融商品・サービスの販売チャネルの拡大	多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること	—	・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況 ・企業会計基準委員会(ASBJ)による会計基準設定状況<ASBJプロジェクト計画表の進捗状況> ・国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績 ・金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況<内容・件数> ・預金取扱金融機関、保険会社、第一種金融商品取引業者(うち有価証券関連業を行う者)の店舗数 ・銀行代理業等の許可件数 ・金融商品仲介業の登録件数 ・信託業の免許・登録件数 ・銀行における投資信託の窓販の販売額 ・英文開示を行った外国企業等の数
		(2) 決済システム等の整備・定着〔P61〕	① 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた取組み ② 国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み ③ 国際的な動向を踏まえた清算機関等への適切な監督対応 ④ 金融機関における情報セキュリティ対策向上の取組みのための情報提供の充実等	安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること	—	・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況 ・国債取引、貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み状況 ・国際的な議論に則した清算機関等の制度整備状況 ・金融機関の情報セキュリティ対策の実施状況
		(3) 専門性の高い人材の育成等〔P63〕	① 高度かつ実践的な金融教育の充実 ② 公認会計士試験の円滑な実施等(再掲)	金融面に通じた専門性の高い人材を育成すること	—	・大学院における金融経済教育(連携講座)の実施状況<講義回数> ・公認会計士試験の受験者数
		(4) 個人投資家の参加拡大〔P64〕	① 個人投資家の参加拡大のための制度等の整備 ② 金融ADR(裁判外紛争解決)制度の着実な実施(再掲) ③ 金融経済教育の充実(再掲)	個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること	・個人金融資産に占める株式・投資信託の割合(前年度より増加・23年度末) ・個人の株式売買比率及び株式保有比率(前年度より増加・23年度末) ・個人株主数の推移(前年度より増加・23年度末) ・特定口座数の推移(前年度より増加・23年度末) ・国民の金融知識の状況(前回調査時より向上・23年度調査実施時点) ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」	・各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続きの実施状況<受付件数> ・指定紛争解決機関の指定及び認定投資者保護団体の認定状況等 ・シンポジウムの開催実績 ・パンフレットの配布実績
	2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること	(1) 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた環境整備〔P66〕	① 内外の利用者の資金運用・調達機会の拡大に資する金融サービスの向上等 ② 金融機関による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化 ③ 我が国金融業の中長期的な在り方についての検討 ④ 保険会社のグループ経営に関する規制の在り方等についての検討 ⑤ インサイダー取引規制における純粋持株会社の取扱い等についての検討	内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の活力と競争を促すこと	—	・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況 ・英文開示を行った外国企業等の数

基本政策	施策目標	施策	平成23年度主な事務事業	達成目標	測定指標(目標値・達成時期)	参考指標
		(2) 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進〔P69〕	① 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化 ② 地域密着型金融の促進 ③ 金融機能強化法の適切な運用等（再掲）	① 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化が図られること ② 地域密着型金融の推進が図られること	① 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化 ・貸出態度判断D. I.（前年同期に比べプラス判断・24年3月） ※日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観） ② 地域密着型金融の推進 ・地域金融機関の地域密着型金融に関する取り組み評価（積極的評価の割合が前年度に比べ上昇・23年度末） ※金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査	・中小企業者及び住宅ローンの借り手に対する貸付条件の変更等の実施状況 ・金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況<内容・件数> ・法人向け規模別貸出残高（日本銀行「貸出先別貸出金」） ・業況判断D. I.、資金繰り判断D. I.（日銀短観） ・不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績（金額） ・金融円滑化に関する検査実施件数 ・金融検査指摘事例集「金融円滑化編」の公表実績 ・金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の中小企業向け説明会の開催実績 ※ 施策I-1-1(1)における各指標について、必要に応じて参照する。
	3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること	(1) 金融行政の透明性・予測可能性の向上〔P72〕	① 検査・監督上の着眼点、重点項目の明確化 ② 行政処分についての透明性の向上 ③ 検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実 ④ ノーアクションレター制度等の適切な運用 ⑤ 金融機関等との対話の充実 ⑥ 法令外国語訳の推進 ⑦ 金融行政に関する広報の充実（再掲） ⑧ 金融庁法令等遵守調査室の積極的活用	明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること	・法令外国語訳の公表数（前年度より増加、23年度末）	・金融業界との意見交換会の開催実績 ・実施した行政処分の公表実績<内容・件数> ・金融検査指摘事例集の公表実績 ・監督指針等の改正実績及び検査マニュアル等の改定実績 ・ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数 ・金融庁ウェブサイトへのアクセス件数 ・金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数 ・和英両文による報道発表等件数 ・法令等遵守調査室に寄せられた情報件数（うち受付対象件数及び受付対象外の件数）、調査着手件数

業務支援基盤整備に係る施策（平成20～23年度）

分野	課題	施策	平成23年度主な事務事業	達成目標	測定指標	参考指標
1 人的資源	(1) 専門性の高い職員の育成・強化	① 職員の育成・強化のための諸施策の実施〔P75〕	① 高度な専門知識を有する職員の確保・育成	職員の資質の向上を図ること	・研修生による研修内容に関する評価結果（5段階評価で平均3以上・23年度末）	・民間専門家の在職者数
2 情報	(1) 行政事務の効率化のための情報化	① 行政事務の電子化等による利便性の高いシステムの構築及び効率的な金融行政の推進〔P76〕	① 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」の着実な推進 ② 「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」の着実な推進 ③ 情報システム調達の適正化	① 可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること ② 情報システム調達の適正化を図ること	① 業務・システム最適化 ・経費削減額 ・業務処理時間の短縮 →各測定指標の目標値及び達成時期 (1) 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」 目標値：単年度で約2.1億円（3年間で約6.2億円、いずれも試算値。以下、「単年度(3年間)」の試算値を示す。）の経費の削減及び約9,450日（3年間で約28,350日）の業務処理時間の短縮が見込まれる。 達成時期：平成27年度 (2) EDINET 目標値：(a) 単年度で約12.4億円（4年間で約49.6億円、いずれも試算値。以下「単年度(4年間)」の試算値を示す。）の削減が見込まれる。(b) 運用契約の見直しを行なうことによって、約1.6億円（4年間で約6.4億円）の削減が見込まれる。 達成時期：(a) 平成23年度、(b) 平成29年度 ② 情報システム調達の適正化 ・情報システムに係る政府調達案件（競争性のある契約方式による機器の調達を除く）の情報システム調達会議付議状況（100%、23年度末）	① 業務・システム最適化 ・電子開示システム（EDINET）の稼働率 ・EDINETサイトへのアクセス件数 ② 情報システム調達の適正化 ・随意契約比率（企画競争・公募による契約または少額の契約を除く件数ベース）
	(2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析	① 専門性の高い調査研究分析の実施〔P78〕	① 金融環境の変化に応じた調査研究分析等の実施	的確な調査研究分析を通じて金融行政の専門性・先見性向上に資すること	—	・調査研究分析成果の作成実績（研究論文・レポート等の本数・分野数） ・コンファレンス、研究会・勉強会等の開催実績

各施策及び平成 23 年度主な事務事業

基本政策Ⅰ 金融機能の安定の確保

施策目標	I-1 金融機関が健全に経営されていること
施策	<p>I-1-(1) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施</p> <p>I-1-(2) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施</p>

施策目標	I-2 金融システムの安定が確保されていること
施策	<p>I-2-(1) 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止</p> <p>I-2-(2) 国際的な金融監督のルール策定等への貢献</p> <p>I-2-(3) アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支え、自らも展開する金融業の支援</p>

施策Ⅰ－１－(１)

金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施

達成目標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること
目標設定の考え方及びその根拠	金融を巡る状況の変化を踏まえて、監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。 【根拠】各業法の目的規定、主要行等向けの総合的な監督指針、G20サミット首脳宣言・行動計画（平成20年11月15日）、金融・資本市場に係る制度整備について（平成22年1月21日）等
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	・各業態の健全性指標<自己資本比率、不良債権比率等> ・公的資金の返済額 ※ 施策Ⅲ－２－(２)における各指標について、必要に応じて参照する。

【平成23年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応	・グローバルな株式、為替、債券、クレジット、コモディティ、証券化商品等の各市場の状況やマクロ経済の情勢等について、金融システムの安定の確保、金融・資本市場の的確な動向把握の観点から、引き続き、情報の集積・調査・分析を実施するとともに、実体経済との相互作用に留意しつつ、日本銀行とも連携し、短期金融市場、社債・CP市場等の情勢の把握に注力していく。 また、集積した情報及び分析結果については、庁内で共有し、金融行政への反映を図る。
②効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	・金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点事項の把握、業態・個別金融機関の状況等に応じた実態把握、重要な経営課題に焦点を当てたヒアリングの実施など、効果的・効率的なモニタリングに努める。 特に、借手企業に対する円滑な資金供給に向けた取組状況については、各金融機関におけるリスク管理態勢にも留意しつつ、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮されているかどうかについて、モニタリングしていく。 ・金融機関によるストレステストの活用についても、バーゼル

	<p>銀行監督委員会における検討の状況を踏まえつつ、一層の精緻化・明確化を図るよう促していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督指針及び監督方針において、監督上の着眼点や重点事項を可能な限り明確化する。 ・オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについては、引き続き制度改正に伴う対応を行うとともに、情報利用の高度化等のための整備を進める。
③グローバルに活動している金融機関に対する監督	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバルに活動している金融機関に関し、20年4月のFSF報告書や20年11月の金融・世界経済に関する首脳会合における行動計画を踏まえて設立された監督当局間グループ（監督カレッジ）の枠組みの下に監督当局間の連携を図りつつ、適切な監督を行う。 ・昨今の国際的な議論等を踏まえて、国際的に活動する金融機関に対し、グループの巨大化・業務の複雑化・国際展開の進展に対応した管理態勢の整備等を促すための監督指針の改正を22年3月に実施したことを踏まえ、適切な監督を行う。
④証券会社等の連結規制・監督	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な証券会社の、グループ内会社の問題等に起因する突然の破綻により、広範な投資家や金融システム全体への悪影響が及ぶ懸念を回避するため、22年5月に改正された金融商品取引法等に基づいて、証券会社の連結規制・監督を適切に行う。 ・保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループについては、グループ内の他の会社の経営悪化が保険会社に波及するリスクを早期に把握することで、保険契約者等の保護を図るため、22年5月に改正された保険業法を踏まえ、24年3月期からの実施に向けて、保険会社等の連結財務健全性基準の具体的な算出方法等の整備を行う。
⑤金融機関のリスク管理の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関が、国際的な動向や自らのビジネスを取り巻く環境の変化を展望した上で、適切なリスク管理の遂行を行っているかという観点を踏まえ、総合的なリスク管理態勢の整備状況等について検査・監督を通じ検証する。 ・バーゼルⅡにおいては、当局の承認を要する高度なリスク計測手法を既に採用している金融機関の安定的なリスク管理の運用状況の把握に努めるとともに、当局の承認を要する手法の採用を希望する金融機関についても、その準備状況の把握に努め、引き続き承認申請に対し適切な審査を行う。
⑥中小企業金融円滑化法の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業金融円滑化法等に基づく貸付条件の変更等の実施状況や体制整備状況等について、当局として適切なフォローアップを行うとともに、条件変更後の継続的なモニタリング、経営相談・指導、経営再建計画の策定支援、本格的な事

	<p>業再生支援といった金融機関のコンサルティング機能が一層定着するよう、モニタリングを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、今般の東日本大震災の発生以降、金融機関に対し、被災した中小企業や住宅ローン借入者からの貸付条件の変更等の申込みについて、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、積極的な対応を行うよう繰り返し要請を行った。さらに、貸付条件の変更等に、より注力出来るよう、被災地域にある金融機関における開示報告義務の弾力化も行った。今後とも、金融機関において、被災者に対し、貸付条件の変更等にできる限り積極的に対応するよう指導していく。
<p>⑦金融機能強化法の適切な運用等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機能強化法の活用の検討促進を図る。 ・金融機能強化法に基づく国の資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。 ・国の資本参加を実施した金融機関に対しては、計画の履行を確保する観点から、経営強化計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行う。 ・なお、東日本大震災により金融機能に様々な影響が懸念される中、被災地域における金融機能を面的に維持・強化するとともに、預金者に安心感を与える枠組みを予め確保するため、国の資本参加の申請期限を5年間延長するとともに、震災の特例を設けるなど金融機能強化法を改正した。
<p>⑧早期健全化法の適切な運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・早期健全化法に基づく資本増強行について、経営健全化計画の履行を確保する観点から、計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行うほか、公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。

【担当課室名】

監督局総務課、監督局総務課バーゼルⅡ推進室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課モニタリング支援室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局政策課市場分析室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課

施策 I - 1 - (2)

金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施

達成目標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること
目標設定の考え方及びその根拠	金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。 【根拠】銀行法第 25 条、中小企業金融円滑化法の期限の延長等について（22 年 12 月 14 日）等
測定指標 (目標値・達成時期)	・ オフサイト検査モニターのアンケート結果（4 段階評価）のうち「1（最も評価が高い）」または「2（次に評価が高い）」と回答された割合（前年度の水準を維持・23 年度末）
参考指標	・ 検査実施件数 ・ 検査指摘内容 ・ 各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞ ・ 中小企業者及び住宅ローンの借り手に対する貸付条件の変更等の状況 ・ 評価結果の分布状況

【平成 23 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
① 金融機関に対する効果的・効率的な検査の実施	<p>・ 金融機関のリスク特性を十分見極めた、実効的かつ効率的な金融検査を実現するためには、金融庁及び財務局において、オン・オフ体系的なモニタリングをさらに強化し、重要なリスクに焦点をあてた検査を徹底する必要がある。そのため、金融庁・財務局の検査部局によるオンサイトデータ集積・分析機能と、監督部局によるオフサイトモニタリングデータ集積・分析機能とを一体化し、オン・オフシームレスなモニタリングを強化することで、金融機関の負担軽減を図りつつ、一層メリハリのある金融検査を進める。</p> <p>・ 金融検査の実効性・効率性を向上させる観点から、検査結果の分析を強化し、そこから得られた分析結果を金融機関に還元して情報や問題意識の共有を図る。あわせて、このような分析結果を活用して、関係機関等に対する情報発信の強化を図る。</p> <p>・ 国際的に活動する我が国金融機関グループや主要外国金融機関グループの在日拠点に対する検査を効果的・効率的に行う観点から、証券取引等監視委員会や海外当局等との間で、情報や問題意識の共有を含め、連携をさらに強化する。また、検査結果の分析を強化し、そこから得られた情報を活用して、海外当局等に対する情報発信を強化する。</p> <p>・ 検査運営において、より一層の IT の活用を図るため、検査会場内の無線 LAN の構築や電話会議の導入等、検査現場</p>

	のIT環境の整備を行う。
② 金融検査を取り巻く環境の変化に対応した、的確な金融検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等の業況や資金繰りは、改善しつつあるものの、依然として厳しい状況にあることを踏まえ、原則として全ての銀行、信金、信組に対し、平成23年9月頃までに、中小企業金融円滑化法の実施状況に関する検査を一巡させる。また、検査においては、引き続き、金融機関が、適切なリスク管理をベースとして、中小企業に対する適切なコンサルティング機能の発揮できる態勢が整備されているか重点的に検証する。 ・金融機関に対する国際的な規制の動向等に対応し、例えば、IFRSの導入や、先般の金融危機を踏まえた自己資本・流動性に係る新たな枠組みの導入等に的確に対応した検査態勢や検査マニュアルの整備を検討する。 ・ITの著しい進展に適切に対応した金融検査を行うため、例えば、デジタルフォレンジックを活用した検査態勢の整備やクラウド・コンピューティングの進展に対応した検査のあり方を検討する。
③ ベター・レギュレーションに向けた検査運営の実施	<ul style="list-style-type: none"> 以下の検査マニュアル5原則に則った検査を実施する。 ・重要なリスクに焦点をあてた検証 ・問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明 ・問題点の指摘と適切な取組の評価、静的・動的な実態の検証 ・指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化 ・検査結果に対する真の理解（「納得感」）

【担当課室名】

検査局総務課

施策 I - 2 - (1)

預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミック
リスクの未然防止

達成目標	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>先般の世界的な金融危機を踏まえ、危機の再発防止と強固な金融システムの構築が引き続き重要な課題となっている。金融機関は緊張感をもって経営基盤の強化に取り組み、その結果、金融システム全体の安定性が継続的に維持・増進することが期待される。金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、その前提としてシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られる必要がある。</p> <p>【根拠】預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成17年4月1日大臣発言）等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査等による預金保険制度の国民の認知度（前年度を維持・23年度末） ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」 名寄せデータの精度の維持・向上の状況（前年度を維持・23年度末）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> りそなグループの経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況 名寄せ検査の実施件数

【平成23年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①預金保険制度の周知及び適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> 広報活動を通じて、預金保険制度の周知を引き続き図っていく。 金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、それを未然に防止するため、金融危機に対応するための必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を行う。
②円滑な破綻処理のための態勢整備	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の破綻に迅速に対応できるようにするため、一般預金等の円滑な払戻しのための措置等、金融機関における平時の準備の充実を図るための所要の制度整備に取り組む。 預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、名寄せデータの精度の維持・向上等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。
③日本振興銀行の破綻処理	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年9月10日に預金保険法第74条第1項に基づき

	金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行った日本振興銀行について、受皿金融機関への円滑な事業譲渡等が行われるよう、預金保険機構と連携を図る。
④預金保険機構及び整理回収機構の住専勘定閉鎖へ向けた取組み	・住専債権について、23年12月を目途として回収等を完了するとされていることを踏まえ、預金保険機構及び整理回収機構の住専勘定の廃止へ向けた必要な準備を着実に進める。

【担当課室名】

監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課

施策 I - 2 - (2)

国際的な金融監督のルール策定等への貢献

達成目標	国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資するとともに、持続的な経済成長に資すること。
目標設定の考え方及びその根拠	<p>金融危機の再発防止の観点から、金融規制改革の動きが進展している状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作り等に戦略的見地から積極的に参加していく。</p> <p>その旨は、「金融・資本市場に係る制度整備について」、「新成長戦略」、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」にも盛り込まれている。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融・資本市場に係る制度整備について（平成 22 年 1 月 21 日） ・ 新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定） ・ 金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成 22 年 12 月 24 日） 等
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁が参画している各国際金融監督機関等における基準・指針等の策定状況 ・ 各国際金融監督機関等の主催会議への出席状況

【平成 23 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等	<ul style="list-style-type: none"> ・先般の金融危機を受け開催されてきた G20 首脳会合における金融規制改革に関する合意について、各国当局等と協調しつつ着実な実施を図る。 ・国際的な金融規制改革については、中長期的に国際的な金融システムの強化に資するものとする一方、持続的な経済回復を可能とするよう十分配慮していく。 ・国際金融資本市場の安定化に向けて国際協調を推進するとともに、90 年代のバブル崩壊以降、金融安定化の問題に取り組んできた我が国の経験と教訓について、発信を引き続き行う。 ・また、国際的なルールが我が国の市場や金融機関の実情を十分踏まえたものとなるよう努める。 ・具体的には、G20 サミットの合意に基づき、金融安定理事会（FSB）等の場において、システム上重要な金融機関

	<p>(SIFIs) がもたらすモラルハザードのリスクを軽減すること、シャドバンキングへの規制及び監督の強化、商品デリバティブ市場の規制・監督についての更なる作業、消費者保護の向上等について引き続き議論し、積極的に貢献していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バーゼル銀行監督委員会において公表された、国際的に活動する銀行に対する、自己資本・流動性の新たな枠組み、すなわち、バーゼルⅢに関し、2013年からの実施に向けて議論が行われることに加え、監督上のモニタリング期間や観察期間が始まり、必要なデータ収集や分析を行う予定であり、こうした国際的な作業に積極的に貢献する。 ・証券監督者国際機構（IOSCO）において、国際的な金融監督基準やガイドライン等の策定等に積極的に貢献する。特に、G20より求められている市場の健全性及び効率性の促進等に向けた国際的な議論に積極的に参加・貢献していく。 ・国際的な会計基準の議論に関しては、公正・透明かつ高品質な会計基準の策定を確保するために、IFRS財団モニタリング・ボードを通じた基準設定主体の適正な監視に参加するとともに、基準設定主体においてガバナンスが適切に発揮されるよう、主体的に取り組む。 ・保険監督者国際機構（IAIS）において、金融危機からの教訓等を踏まえ、国際的に活動する保険グループの監督枠組みの策定に向けた議論等が行われており、こうした議論に積極的に参加・貢献していく。また、国内の連結ソルベンシー規制の見直し等の検討においては、IAISにおける取り組みも、必要に応じて参照していく。
<p>②海外監督当局との連携強化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新成長戦略及びアクションプラン等に従い、国際的な金融規制改革の議論等に関するアジア諸国をはじめとした各国との戦略的連携を一層強化する。 ・国際的に活動を行う金融機関の監督上の諸問題について、海外監督当局と意見及び情報交換を実施し、連携を強化する。 ・監督カレッジや国際的な危機管理についても、適切に対応していく。
<p>③マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的取り組みへの貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的推進等を目的とした、政府間機関である金融作業活動部会（FATF）及びFATF型地域機関であるアジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（APG）の取り組みに対し、積極的に参画していく。 ・23年に予定されているFATF対日相互審査第2回目のフォローアップ報告に際し、関係省庁との連携のもと適切な対応を行う。

【担当課室名】

総務企画局総務課国際室、総務企画局市場課、監督局総務課、監督局総務課国際監督室

施策 I - 2 - (3)

アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支え、自らも展開する金融業の支援

<p>達成目標</p>	<p>アジア域内の金融・資本市場の整備を図るとともに、他のアジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供及び他のアジア諸国での我が国金融機関の事業展開を促進すること</p>
<p>目標設定の考え方 及びその根拠</p>	<p>「新成長戦略」を踏まえつつ、我が国経済の持続的な成長や切れ目のないアジア市場の創出を目指していく観点から、</p> <p>①国際機関等とも連携しつつ、我が国を含む内外の企業・投資家の活動フィールドである他のアジア諸国の金融・資本市場の制度・インフラの整備に協力していくこと、及び</p> <p>②アジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供及び金融機関自らのアジア諸国における積極的な事業展開を支援すること、</p> <p>が必要である。</p> <p>このため、新興市場国の金融行政担当者に対する研修の実施とともに、金融協議等を通じてアジア諸国の規制緩和や市場開放を呼びかけていくこと等を行なう。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新成長戦略（基本方針）（平成 21 年 12 月 30 日閣議決定） ・ 新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定） ・ 金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成 22 年 12 月 24 日）
<p>測定指標 （目標値・達成時期）</p>	<p>—</p> <p>（注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施します。</p>
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修事業の実施実績 ・ 金融協議の開催状況

【平成23年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①アジア諸国の金融・資本市場に関する実態調査及びアジア新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業の実施	<p>・新成長戦略及びアクション・プランを踏まえ、我が国の金融危機の経験に基づいた教訓や、各国の金融規制・監督モデルを今後のアジアの発展における参考に供し、さらに我が国の金融・資本市場に関する制度の普及を図るため、アジア諸国の金融・資本市場に関する実態調査等を実施するとともに、新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業を実施する。</p>
②金融協議等を通じたアジア諸国における金融・資本市場や金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進	<p>・国際的な金融規制改革の議論等に関するアジア諸国との戦略的連携を図り、我が国の主張を広めていくために、二国間の金融協議や国際会議・シンポジウム等を通じてアジア諸国の金融当局との対話の一層の強化を図る。</p> <p>また、上記のアジア諸国との金融当局との対話の機会を活用して、規制緩和・市場開放の要望を積極的に伝えていくことにより、我が国金融機関のアジア進出支援に一層努めていく。</p> <p>・WTO及び経済連携協定（EPA）交渉における金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、金融サービス分野の自由化の進展を図っていく。特に、WTOにおいては交渉の早期妥結を目指して関係省庁と連携して交渉に取り組むとともに、EPA交渉では既存の交渉の妥結に向けて進展を図っていく。</p>

【担当課室名】

総務企画局総務課国際室

基本政策Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護

施策目標	Ⅱ－１ 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること
施 策	Ⅱ－１－（１） 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底 Ⅱ－１－（２） 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実 Ⅱ－１－（３） 金融機関等の法令等遵守態勢の確立 Ⅱ－１－（４） 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応

施策目標	Ⅱ－２ 公正、透明な市場を確立し維持すること
施 策	Ⅱ－２－（１） 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視 Ⅱ－２－（２） 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進 Ⅱ－２－（３） 市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着 Ⅱ－２－（４） 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの適切性の確保 Ⅱ－２－（５） 公認会計士監査の充実・強化

施策Ⅱ－１－（１）

金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底

達成目標	金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年 12 月 20 日法律第 115 号）附則第 67 条 ・多重債務問題改善プログラム（平成 19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定） ・振り込め詐欺救済法（平成 19 年 12 月 21 日法律第 133 号）
測定指標 (目標値・達成時期)	<p>・振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率(前年度より向上・23 年度末)</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件数> ・各業界団体における苦情・相談の受付状況<内容・件数> ・金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等(苦情、相談・照会)の受付状況<内容・件数> ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況 ・P I O - N E T における苦情・相談の受付状況<内容・件数> ・各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況<受付件数等> ・指定紛争解決機関の指定及び認定投資者保護団体の認定状況等 ・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況<金額> ※預金保険機構公表資料 ・振り込め詐欺被害発生状況・被害額<件数・金額> ※警察庁公表資料 ・無担保無保証借入の残高がある者の借入件数毎登録状況

【平成23年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①投資家保護の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合に、その売買契約を原則として無効とするルールの創設、無登録業者による広告・勧誘行為の禁止、無登録業者に対する罰則の引上げなど、未公開株等の投資者被害を抑止するための所要の制度整備に取り組む。 ・無届募集を行う発行者への対応については、22年6月に開示ガイドラインを改正したところであるが、企業情報の適切な開示が確保されるよう、必要に応じ、警告書発出・行政処分等の適切な運用に取り組む。 ・投資助言・代理業について、法令遵守態勢を確保する観点から、その登録拒否事由に人的構成要件を追加するための所要の制度整備に取り組む。
②改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等	<ul style="list-style-type: none"> ・改正貸金業法（平成18年12月成立）の完全施行（22年6月18日）後の状況を注視し、適切に施策を推進する。 ・多重債務問題改善プログラム等に掲げられた施策の実施に引き続き取り組む。
③改正保険業法の円滑な施行	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年の保険業法改正前から共済事業を行ってきた団体等のうち、一定の要件に該当するものについて、保険業法の規制の特例を設け、当分の間、その実態に即した監督を行うことを可能とする改正保険業法（22年11月成立、23年5月13日施行）の円滑な施行に取り組む。
④金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を図ることにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を目的とする金融ADR（裁判外紛争解決）制度の確実な浸透に向けた広報等に積極的に取り組む。また、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用した運用状況のフォローアップを定期的実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行っていく。
⑤振り込め詐欺への的確な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・振り込め詐欺を未然に防止するため、金融機関による取組みを促す。また、振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復のため、官民一体による返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関から被害者への返金状況の把握等を通じて、金融機関による返金に係る取組みを促すなど振り込め詐欺救済法（平成20年6月施行）の円滑な運用に取り組む。

【担当課室名】

総務企画局企画課、総務企画局総務課国際室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局総務課、監督局総務課郵

便貯金・保険監督参事官室、監督局総務課金融会社室、監督局銀行第一課、監督局保険課、監督局証券課

施策Ⅱ－１－（２）

利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実

達成目標	<p>利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること</p>
目標設定の考え方及びその根拠	<p>多重債務問題は深刻な社会問題となっており、また、金融商品・サービスの多様化・高度化といった金融環境の変化の中で、金融商品の持つリスクに気付かなかつたり、騙されて損をしたりする事例も生じている。多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。</p> <p>こうした状況を受けて、利用者への情報提供の充実により利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多重債務問題改善プログラム（平成 19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定）
<p>測定指標 （目標値・達成時期）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の金融知識の状況（前回調査時より向上・23 年度調査実施時点） ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ シンポジウムの開催実績 ・ パンフレットの配布実績 ・ 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況＜内容・件数＞ ・ 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数 ・ 金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数 ・ 財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況 ・ 財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況

【平成23年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①金融経済教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のライフサイクルに応じ、身近な事例に即した金融経済教育の充実を図るため、平成17年6月に公表された「金融経済教育に関する論点整理」（金融経済教育懇談会）や19年4月にとりまとめ・公表された「多重債務問題改善プログラム」等を踏まえ、関係省庁・民間団体との連携強化、シンポジウムの開催、パンフレット等の整備・普及、金融庁ウェブサイトを通じた情報提供等を行う。
②当局における相談体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行うとともに、相談体制等の充実を図る。 ・平成21年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に盛り込まれた附帯決議の内容を踏まえ、利用者満足度調査を実施し、その結果等を基に、金融サービス利用者相談室の役割の拡充のために所要の見直しを行う。
③金融行政に関する広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の媒体を活用し、金融行政に関する広報を行う。 ・金融庁ウェブサイトの内容の充実等を図り、金融行政に関する基礎的資料や時々の金融行政の考え方に、利用者や海外の関係者が容易にアクセスできる環境の整備を図る。
④多重債務者のための相談体制等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口整備の主要な実施主体である自治体の主体的な取組みを促すとともに、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機を提供するための取組みを実施する。 ・財務局等の多重債務者向け相談窓口においても、直接相談を受け付けるほか、各局管内の都道府県、市区町村における取組みをバックアップする。

【担当課室名】

総務企画局政策課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局政策課広報室、総務企画局企画課信用制度参事官室

施策Ⅱ－１－（３）

金融機関等の法令等遵守態勢の確立

達成目標	金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること
目標設定の考え方及びその根拠	預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。 【根拠】各業法の目的規定、各監督指針等
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件数> ・P I O－N E Tにおける苦情・相談の受付状況<内容・件数> ・行政処分の実施状況<内容・件数> ・金融業界との意見交換会の開催実績 ・規制の新設・強化に係る政令・内閣府令や監督指針等の公布・公表後、施行までの日数（金融機関等における対応準備のための期間）

【平成23年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・監督事務の運営上必要と認められる事項について、適時適切に監督指針等の整備を行うなど、明確なルールを整備した上で、立入検査、報告徴求等により事実関係を把握し、法令違反の事実や情報セキュリティ管理上の問題等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行うとともに、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップし、再発防止に努める。 ・預金取扱金融機関については、20年12月より、排出権の現物取引等や銀行による外国銀行の業務の代理・媒介など、業務範囲が一部拡大（銀行法が改正）され、また21年6月より利益相反管理体制の整備が義務付けされたことを踏まえて、引き続き各金融機関が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。 ・保険会社等については、保険契約者等の保護の観点から20年6月に公布された保険法が、22年4月に施行されたことを踏まえて、引き続き各社が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。

	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引業者等については、投資者保護と市場の公正性・透明性確保の観点から、金融商品取引法等の遵守状況を注視する。特に、顧客目線に立った営業、監視機能の適切な発揮が行われているか、その運営状況を検証することを通じて、引き続き各社が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。 ・貸金業者については、22年6月に完全施行された貸金業法を踏まえ、貸金業者に対する適切な監督を行うほか、貸金業者の実態把握に努める。 <p>なお、いわゆるヤミ金対策については、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、警察当局、都道府県と連携してヤミ金業者の撲滅に向けて取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前払式支払手段発行者と資金移動業者については、22年4月に施行された資金決済に関する法律を踏まえ、より一層の利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者と資金移動業者に対する適切な監督を行う。 ・電子債権記録機関についても、適正かつ確実に業務が遂行されるよう引き続き適切な監督を行う。 ・金融ADR（裁判外紛争解決）制度が22年10月から本格施行されたことを踏まえ、各金融機関が、利用者からの相談・苦情・紛争に対し適切に対処し得る態勢整備を行うよう、引き続き指導・監督していく。
--	---

【担当課室名】

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局企画課

施策Ⅱ－１－(４)

金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応

達成目標	金融機関の預貯金口座に関連する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること
目標設定の考え方及びその根拠	利用者保護及び金融システムに対する信頼確保の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。 また、偽造キャッシュカード等による預貯金の不正払戻し等を未然に防止するため、情報セキュリティ対策等を十分に講じる必要がある。 【根拠】 ・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、主要行等向けの総合的な監督指針等
測定指標 (目標値・達成時期)	・金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率(前年度より向上・23年度末) ・振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率(前年度より向上・23年度末)
参考指標	・口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等件数 ※全国銀行協会公表資料 ・金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数 ・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況<金額> ※預金保険機構公表資料 ・振り込め詐欺被害発生状況・被害額<件数・金額> ※警察庁公表資料 ・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況<件数・金額>

【平成23年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①不正口座利用に関する金融機関等への情報提供	・預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施し、金融機関において必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応が迅速かつ適切に行われるよう取り組む。
②振り込め詐欺への的確な対応(再掲)	・振り込め詐欺を未然に防止するため、金融機関による取組みを促す。また、振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復のため、振り込め詐欺救済法(平成20年6月施行)の円滑な運用に取り組む。

<p>③偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ</p>	<p>・金融機関における情報セキュリティ対策等の一層の向上や被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるよう取り組む。</p>
---	---

【担当課室名】

監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、総務企画局企画課

施策Ⅱ－２－（１）

取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視

<p>達成目標</p>	<p>市場監視を適正に行うことにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ること</p>
<p>目標設定の考え方及びその根拠</p>	<p>市場監視を適正に行うことにより、金融商品取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上に寄与するものとする。</p> <p>このため、機動性・戦略性の高い市場監視の実現や市場規律の強化に向けた働きかけのほか、市場のグローバル化への対応を基本的な考え方として、業務運営に取り組んでいく。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法第 194 条の 7 第 2 項及び第 3 項、第 210 条等 ・消費者基本計画（平成 22 年 3 月 30 日） ・新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定） ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成 22 年 12 月 24 日）
<p>測定指標 （目標値・達成時期）</p>	<p>—</p> <p>（注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報受付状況<内容・件数> ・取引審査実施状況<内容・件数> ・証券検査実施状況<内容・件数> ・証券検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・証券検査に係る通知の実施状況<内容・件数> ・無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て状況<内容・件数> ・課徴金調査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・開示検査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・課徴金納付命令の実施状況<内容・件数> ・犯則事件の告発の実施状況<内容・件数> ・証券監督者国際機構（IOSCO）の多国間情報交換枠組み（MOU）への署名当局<件数> ・建議の実施状況<内容・件数> ・市場参加者等に対する講演会、意見交換会等の実施状況<内容・件数> ・各種広報媒体への寄稿<内容・件数>

【平成23年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①金融・資本市場に関する包括的かつ機動的な市場監視	<ul style="list-style-type: none"> ・市場監視の空白を作らないよう、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していく。 ・幅広い情報収集と個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てる。 ・クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券当局間の情報交換枠組み等の活用を通じ、海外当局と連携し、不公正取引の監視を実施していく。また、国際的な法務・会計・証券取引等の専門家の育成・登用や海外当局への職員派遣の推進等、クロスボーダー取引に対する監視体制の強化に取り組む。 ・災害の発生に乗じた不適切な取引を防止するため、相場操縦等の不正行為に係る監視を徹底し、違反行為には厳正に対処するなど、市場の厳格な監視を行う。
②市場規律の強化に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> 以下の取組みを進めつつ、市場規律の強化に向けた情報発信や市場監視の連携を進めていく。 ・自主規制機関や市場の公正性に重要な役割を持つ諸団体等に対し、意見交換会の実施や講演会への講師派遣のほか、当該団体等の機関紙への寄稿等を通じ、当委員会の問題意識の共有や情報提供を行う。 ・勧告・告発事案等の当委員会の活動状況の公表にあたっては、当該個別事案の内容に加え、市場や社会一般に関わる問題点やその特色についても、ホームページやメールマガジン等を通じ、その情報発信に取り組む。
③金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引業者等に対しては、年度当初に公表する証券検査基本方針及び基本計画に基づき、効率的かつ効果的な検査の実施に努め、必要に応じ金融庁に対し勧告を行う。その際、以下の取組みを進め、検査体制のより一層の充実・強化を図る。 ・監督部局等との連携の下、金融商品取引業者等に関する幅広い情報の収集及び共有に努めるほか、検査対象先の拡大を踏まえた効率的で実効性ある検査を実施するため、検査対象先の特性に応じた検査手法やノウハウの確立に取り組む。 ・効果的な検査実施の観点から、個別の法令等違反行為の有無の検証については、その発生原因となった内部管理態勢との関わりを分析し、当該業者の管理態勢に内在する問題点の検証に繋げる。 ・グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社に対しては、引き続きフォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証し、また、連結財務規制等の導入に対応した適切な検査を実施していく。 ・新たに検査対象となった信用格付業者について、適切に検査を実施していく。

	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質な金融商品取引業者等について情報を入手した場合は、迅速に検査を実施するなど厳正に対処するとともに、無登録業者等については、金融商品取引法第 187 条に基づく調査を実施し、必要に応じて同法第 192 条の申立てを行う。
<p>④不公正取引に対する迅速・効率的な課徴金調査の実施</p>	<p>不公正取引に対する迅速・効率的な調査を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令を発出するよう金融庁に対し勧告を行う。その際、以下の取組みを進め、課徴金調査体制のより一層の充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TOB等に関連するインサイダー取引及び第一次情報受領者によるインサイダー取引の増加など、不公正取引の傾向の変化に適切に対応し、調査手法の開発・工夫に努める。 ・株価操縦等の違法行為についても、その傾向の変化に適切に対応していく。 ・不公正取引を未然に防止する観点から、これまでの事例の分析を行い、情報発信の素材として活用することにより、市場関係者の自主的な規律付けへの働きかけに努める。
<p>⑤ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施</p>	<p>有価証券報告書の虚偽記載等に対する迅速・効率的な検査等を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令及び訂正報告書の提出命令を発出するよう金融庁に対し勧告を行う。その際、以下の取組みを進め、開示検査体制のより一層の充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場内外の様々な情報を収集・分析し、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見するよう努める。 ・任意適用が始まった国際会計基準（IFRS）の下においても、端緒の把握や開示検査を的確に行うため、開示情報の収集や分析を行う手法の検討を行う。 ・自主訂正等により早期に適正な情報開示が行われるよう、開示検査を通じて開示企業に働きかける。 ・市場関連部局との連携を進めるとともに、公認会計士協会、監査法人との間でも、粉飾事例等に関する当委員会の問題意識や関連情報の提供等により、連携を強化する。 ・株式や社債等の無届募集については、金融庁や財務局との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止命令の申立て（金融商品取引法第 192 条）の活用も含め、適切に対応する。
<p>⑥犯則事件に対する厳正な調査の実施</p>	<p>以下の取組みを進めつつ、金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対する徹底摘発のため、犯則調査体制のより一層の充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不公正ファイナンスをはじめ、相場操縦、内部者取引、偽計等の犯則行為を含む悪質な事案について、積極的に取り組み、必要に応じて警察当局とも連携し、厳正に対処する。 ・証券取引の高度化及びインターネット取引化の進展に伴い、例えば、株券等発注状況を秒単位で再現・解析する独自開発システムの活用を図るほか、電子機器及び電磁的記録に対する解析等が犯罪立証に必要な不可欠であることを踏まえ、

	専門的知識を有する人員の配置、所要のデジタルフォレンジック用機材の更なる環境整備の強化、専門的技術・知識の共有化を行っていく。
--	---

【担当課室名】

証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局企業開示課、総務企画局市場課

施策Ⅱ－２－（２）

市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進

達成目標	市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び市場関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法第1条 ・新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定） ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成22年12月24日）
測定指標 （目標値・達成時期）	— （注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況<内容・件数> ・関係者との意見交換会の開催実績

【平成23年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①自主規制機関との適切な連携等	<ul style="list-style-type: none"> ・自主規制機関における市場の公正性・透明性の確保に向けた取組み（例えば、自主規制規則の制定・改正）との適切な連携を図るため、日常的な情報交換等に努める。 ・金融商品取引業における「自主規制の隙間」を解消すべく第二種金融商品取引業協会が平成22年11月に設立されたことから、今後、金融商品取引法上の認定を取得したうえで、速やかに自主規制機能が発揮されるよう連携を図る。 ・日本証券業協会等の自主規制機関が連携して、金融商品取引に係る苦情解決・あっせんを幅広く行う機関が設立されたことを踏まえ、認定投資者保護団体制度等の一層の周知等を図る。 ・市場関係者により自主的に進められている社債市場の活性化に向けた取組みを積極的に支援する。

【担当課室名】

総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局証券課

施策Ⅱ－２－（３）

市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着

達成目標	金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備等を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>米国やEU等とともに、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みを積極的に推進するとともに、上場企業等のコーポレート・ガバナンスのあり方について、制度等の定着状況を踏まえ、必要に応じて適切な対応を行う。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）（平成21年6月30日） ・G20サミット首脳声明（21年9月24日、25日） ・大臣談話「IFRS適用に関する検討について」（23年6月21日）等
測定指標 （目標値・達成時期）	— （注）達成目標の達成度を測る適切な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	・企業会計審議会等における議論の展開状況 等

【平成23年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進	<p>・金融・資本取引や企業活動の国際化に伴い、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みがG20首脳等から求められている。</p> <p>金融庁は、国際的に質の高い会計基準の設定に適切に対応するため、海外当局との連携を強化し、国際会計基準（IFRS）の設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与していく。</p> <p>また、わが国におけるIFRSの適用に関しては、21年6月30日に企業会計審議会より「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」が示されたが、その後国内外で様々な状況変化が生じている。こうした「中間報告」以降の変化や22年3月期から任意適用が開始されている事実、EUによる同等性評価の進捗、東日本大震災の影響を踏まえ、23年6月より、様々な立場からの委員を加えた企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議において、わが国におけるIFRSの適用に関する議論を開始している。</p> <p>この議論においては、会計基準が国における歴史、経済文</p>

	化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力などと深い関わりがあることに注目し、会計基準がこれらにもたらす影響を十分に検討し、同時に国内の動向や米国をはじめとする諸外国の状況等を十分に見極めながら総合的な議論が展開されるよう努める。
②上場企業等のコーポレート・ガバナンスのあり方に関する検討	上場企業等のコーポレート・ガバナンスに係る法令や取引所規則等の定着状況を踏まえ、必要に応じ、適切な対応に努める。

【担当課室名】

総務企画局企業開示課、総務企画局市場課、証券取引等監視委員会事務局

施策Ⅱ－２－（４）

金融商品取引法に基づくディスクロージャーの適切性の確保

達成目標	投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること
目標設定の考え方及びその根拠	有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。 【根拠】金融商品取引法第1条・第2条の2等、金融・資本市場競争力強化プラン（平成19年12月21日）
測定指標 （目標値・達成時期）	— （注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子開示システム（EDINET）の稼働率 （注）システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。 ・ EDINETサイトへのアクセス件数 ・ 有価証券報告書、臨時報告書の提出件数 ・ 大量保有報告書の提出件数

【平成23年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行・EDINETの整備	<p>・ 行政対応の透明性・予測可能性の向上を図る観点から、平成22年度に「企業内容等の開示に関する留意事項（開示ガイドライン）」の拡充等を行い、これを公表したところ。引き続き、必要に応じ、行政対応の透明性・予測可能性の向上に努める。</p> <p>・ 20年度から導入された内部統制報告制度については、22年5月より、企業会計審議会内部統制部会において、「内部統制報告制度の運用の見直し」の検討を行っている。「企業の創意工夫を活かした監査人の対応の確保」、「中堅・中小上場企業向けの効率的な内部統制報告実務の「事例集」の作成」、「内部統制報告制度の効率的な運用手法を確立するための見直し」、「重要な欠陥」の用語の見直し」等を主な内容とした、内部統制基準等の改正等を23年3月に行ったところである。</p> <p>今後、見直し後の内部統制報告制度が、適切に運用されるように、引き続き周知や明確化を図っていく。</p> <p>また、内部統制に重要な欠陥等がある会社については、是正状況を適時フォローアップするとともに、開示書類の虚偽</p>

	<p>記載、不提出の違反行為については、課徴金制度を適切に運用することで抑止に努める。</p> <ul style="list-style-type: none">・E D I N E Tについては、国際水準を踏まえたXBRL（財務情報を効率的に作成・流通・利用できるよう国際的に標準化されたコンピューター言語）の対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等のために、必要なシステム開発等を行う。
--	---

【担当課室名】

総務企画局企業開示課

施策Ⅱ－２－（５）

公認会計士監査の充実・強化

達成目標	厳正な会計監査の確保を図ること
目標設定の考え方及びその根拠	公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。 【根拠】公認会計士法第1条、第1条の2等
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会が行う監査法人等の監査業務の運営状況の調査（品質管理レビュー）に係る審査の実施状況＜件数＞ ・監査法人等に対する立入検査の実施状況＜件数＞ ・監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況＜件数＞ ・公認会計士等に対する行政処分の実施状況＜内容・件数＞ ・海外監査監督当局との意見交換実績（国際会議への参加を含む） ・公認会計士試験の受験者数 ・公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数

【平成23年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①監査基準等の整備に係る対応	・企業会計審議会等において、監査基準等を巡る国際的な動向等に留意しつつ、必要に応じて監査基準等の整備に係る対応を行う。
②公認会計士・監査法人等に対する適切な監督	・虚偽証明等の問題事例について、厳正な処分を行うなど、公認会計士、監査法人等に対する適切な監督を実施する。
③品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査等	<ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会が行う品質管理レビューに係る審査を適正に行い、必要に応じて監査法人等に対する検査等を的確に実施する。また、検査等の結果に基づき、必要に応じ金融庁に処分等の勧告を行う。 ・外国監査法人等に対する検査等について適切な対応を行う。
④海外監査監督当局との協力・連携	・監査監督機関国際フォーラム（IFIAAR）を中心とした監査監督に係る国際的な会合に積極的に参画するとともに、各国の外国監査法人等に対する監視体制の動向を踏まえた上で、海外監査監督当局との協力・連携を図る。

⑤公認会計士試験の円滑な実施等	・公認会計士試験（平成 23 年試験等）を円滑に実施していくほか、企業の会計実務の充実等の観点から、公認会計士等の活動領域の拡大等に係る取組みを進めるとともに、公認会計士試験・資格制度について所要の制度整備に取り組む。
-----------------	---

【担当課室名】

公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室

基本政策Ⅲ 円滑な金融等

施策目標	Ⅲ－１ 活力のある市場を構築すること
施 策	Ⅲ－１－（１） 多様な資金調達手段・適切な投資機会の提供に向けた環境整備 Ⅲ－１－（２） 決済システム等の整備・定着 Ⅲ－１－（３） 専門性の高い人材の育成等 Ⅲ－１－（４） 個人投資家の参加拡大

施策目標	Ⅲ－２ 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること
施 策	Ⅲ－２－（１） 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた環境整備 Ⅲ－２－（２） 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進

施策目標	Ⅲ－３ 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること
施 策	Ⅲ－３－（１） 金融行政の透明性・予測可能性の向上

施策Ⅲ－１－（１）

多様な資金調達手段・適切な投資機会の提供に向けた環境整備

<p>達成目標</p>	<p>多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること</p>
<p>目標設定の考え方及びその根拠</p>	<p>「新成長戦略」においては、「金融戦略」が7つの戦略分野の1つと位置づけられ、金融の役割として、「実体経済を支えること」、「金融自身が成長産業として経済をリードすること」の2点が掲げられている。金融がこれらの2つの役割を十分に発揮するための環境を整備するため、次のような取組みを行う必要がある。</p> <p>① 中小企業、新興企業等それぞれのニーズに応じた、多様で円滑な資金供給を実現するための取組み</p> <p>② 様々な主体に対して適切な投資機会を提供するため、それぞれの資産規模や知識に応じ、金融資産を安心して有効に活用し、適切なリスクを取り、リターンを得るための取組み</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）（平成21年6月30日） ・G20 サミット首脳声明（平成21年9月24日、25日） ・新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定） ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成22年12月24日） 等
<p>測定指標 （目標値・達成時期）</p>	<p>—</p> <p>（注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況 ・企業会計基準委員会（ASBJ）による会計基準設定状況＜ASBJプロジェクト計画表の進捗状況＞ ・国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績 ・金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況＜内容・件数＞ ・預金取扱金融機関、保険会社、第一種金融商品取引業者（うち有価証券関連業を行う者）の店舗数 ・銀行代理業等の許可件数 ・金融商品仲介業の登録件数 ・信託業の免許・登録件数 ・銀行における投資信託の窓販の販売額 ・英文開示を行った外国企業等の数

【平成23年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
<p>①中小企業等に対するきめ細やかで円滑な資金供給に資する制度整備</p>	<p>・コミットメントライン法の適用対象の拡大 中小企業等の資金調達手段を拡大する観点から、コミットメントライン契約の適用対象法人を、例えば、純資産額10億円超の株式会社、資産の流動化のために使われる合同会社等まで拡大するなど、所要の制度整備に取り組む。 [R I A]</p> <p>・ファイナンス・リースの活用 中小企業等の借り手にとっての資金調達の利便性を向上させる観点や、銀行・保険会社等の金融機関グループの組織形態の多様化を許容するという観点にも鑑み、銀行・保険会社等の金融機関本体がファイナンス・リース取引及びファイナンス・リース取引の代理・媒介を行うことを認めることとする所要の制度整備に取り組む。 [R I A]</p>
<p>②新興企業等に対する適切な成長資金供給に資する方策の実施</p>	<p>・新興市場等の信頼性回復・活性化 アクションプランにおいて、新興市場等の信頼性回復・活性化のために取り組むべき諸課題を4つの観点から整理し、実施すべき9つの事項を抽出した。各事項の内容の具体化につき、市場関係者も主体となって検討を行い、具体的な取組の実施期限を明確にした工程表を、平成23年前半を目途に作成・公表することを求める。金融庁としても、市場関係者による検討が全体として望ましい方向に進むよう調整を行う。</p>
<p>③機動的な資金供給に資する制度整備</p>	<p>・発行登録追補目論見書交付義務等の見直し 市場のニーズ及び投資家保護の観点を踏まえつつ、企業の過度な負担を軽減する観点から、発行登録における追補目論見書交付義務等の開示制度について見直しを行うなど、所要の制度整備に取り組む。</p> <p>・ライツ・オフリングの円滑かつ適切な実施のための開示手続きの弾力化 増資の一手段として、ライツ・オフリングが円滑かつ適切な形で実施されるよう開示手続きの弾力化を行うなど、所要の制度整備に取り組む。 [R I A]</p> <p>・保険会社のグループ内における業務の代理・事務代行の</p>

	<p>届出制への移行</p> <p>経営資源の有効活用や、顧客サービスの向上を図る観点から、保険会社のグループ内における他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理・事務の代行について、認可制から届出制に緩和するため、所要の制度整備に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">〔 R I A 〕</p>
<p>④国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資産流動化スキームに係る規制の弾力化 <p>我が国不動産市場の活性化を促進するため、投資者保護に留意しつつ、資産流動化法上の資産流動化計画の変更手続等の簡素化、資産の取得やファイナンスに関する規制の弾力化を行うなど、所要の制度整備に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">〔 R I A 〕</p> ・投資信託・投資法人法制の課題の把握・見直しの検討 <p>近年の投資信託商品の多様化及び REIT を巡る諸問題を踏まえた様々な論点について、投資信託・投資法人法制にかかると実態及び課題等の把握を進め、有識者等の意見も踏まえつつ、幅広い観点から見直しの検討を行い、平成 25 年度までに制度整備の実施を行う。</p> ・プロ等に限定した投資運用業の規制緩和 <p>国民の様々な資産運用ニーズに応える投資運用ファンドの立ち上げを促進するため、行為規制については一般の投資運用業と同じ規制を適用することを前提に、投資運用業の登録要件について、顧客がプロ等に限定される場合には一部緩和する等の特例を設けるなど、所要の制度整備に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">〔 R I A 〕</p> ・保険会社における資産運用比率規制の撤廃 <p>保険会社の経営の健全性を確保しつつ、機動的な資産運用を可能とするため、関連内閣府令の改正を行う。</p>
<p>⑤内外の利用者の資金運用・調達機会の拡大に資する金融サービスの向上等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な取引所（証券・金融・商品）創設の推進 <p>証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。</p> ・外国企業の我が国市場での資金調達を促進するための英文開示の範囲拡大 <p>投資家保護を図りつつ、現在継続開示書類に限られている英文開示の対象書類を発行開示書類に拡大する等、外国企業のニーズを踏まえた英文開示制度について見直しを行うなど、所要の制度整備に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">〔 R I A 〕</p>

<p>⑥国際会計基準の任意適用の円滑な実施等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な財務・事業活動を行う上場企業の平成 22 年 3 月期以後の連結財務諸表に国際会計基準（IFRS）の任意適用が開始されたことを踏まえ、民間関係者との必要な協力を行いつつ、IFRSの任意適用の円滑な実施に努める。 ・企業会計基準委員会（ASBJ）によるコンバージョンに向けた取組みを支援するとともに、海外当局との連携を強化し、IFRS設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与する。 ・非上場企業に適用される会計基準のあり方については、「非上場会社の会計基準に関する懇談会」より、会社法上の大会社以外の会社について「中小企業の会計に関する指針」とは別に、新たな会計指針を作成することなどを内容とする報告書が取りまとめられた。このことにより、非上場会社の実態を踏まえた実用的で高品質な会計基準の検討が進められるように引き続き促していく。
<p>⑦ 金融商品・サービスの販売チャネルの拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年 12 月に全面解禁を実施した銀行等による保険販売規制について、必要に応じ、所要の制度整備を行う。 ・利用者ニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの提供を図るため、業規制の横断化・一本化、行為規制の機能別の整理、規制体系の柔構造化等を内容とする金融商品取引法制を適切かつ円滑に運用する。

【担当課室名】

総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局証券課、監督局保険課

施策Ⅲ－１－（２）

決済システム等の整備・定着

達成目標	安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>決済システムは、金融・資本市場を支え、かつ、金融システムの安定を確保するための重要なインフラであり、また、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のため、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日） ・「金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告～今後の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築～」（平成 21 年 12 月 9 日） ・金融・資本市場に係る制度整備について（平成 22 年 1 月 21 日）
測定指標 （目標値・達成時期）	— （注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況 ・国債取引、貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取り組み状況 ・国際的な議論に則した清算機関等の制度整備状況 ・金融機関の情報セキュリティ対策の実施状況

【平成 23 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた取り組み	<p>・我が国決済システムの強靱化により、我が国における危機の伝播を抑止する観点から、一定の店頭デリバティブ取引等について、清算機関の利用を義務付けるとともに、取引情報保存・報告制度の創設に向けた制度整備に取り組む。</p> <p>また、上記制度整備を進めるとともに、民間ベースで進められている我が国清算機関による店頭デリバティブ取引の清算業務の提供開始に向けた取り組みをサポートするほか、関係する国際的な議論の枠組みに積極的に参画し、海外監督当局との国際的協調に努める。</p>

<p>②国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国国債取引の決済の安定性確保の観点から、リーマン危機時(平成20年9月)にも確認された国債清算機関のリスク削減機能の更なる活用を図るため、同機関の利用拡大に向けた取組みや、決済期間の短縮化等に係る市場関係者の取組みをサポートする。 ・貸株取引についても、決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みをサポートする。
<p>③国際的な動向を踏まえた清算機関等への適切な監督対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今時の金融危機を受け、国際的には、決済システムの運営者である清算機関等のリスク管理の高度化等が議論されている。このような状況を適格に把握し、国内の清算機関等に対し必要な態勢整備を求めるなど、適切な監督を行う。
<p>④金融機関における情報セキュリティ対策向上の取組みのための情報提供の充実等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政府における情報セキュリティ対策に係る計画等に基づき、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上の取組みのための情報提供、情報連絡の充実等を図る。 ・（財）金融情報システムセンター（FISC）と共同調査を実施し、金融分野に係るIT等についての情報提供を行う。

【担当課室名】

総務企画局市場課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局政策課

施策Ⅲ－１－（３）

専門性の高い人材の育成等

達成目標	金融面に通じた専門性の高い人材を育成すること
目標設定の考え方及びその根拠	金融・資本市場の競争力を強化するためには、金融・市場制度そのものの整備のみならず、市場をとりまく環境整備として、金融面に通じた専門性の高い人材を育成していくことが重要である。 【根拠】金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日）
測定指標 （目標値・達成時期）	— （注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	・ 大学院における金融経済教育（連携講座）の実施状況＜講義回数＞ ・ 公認会計士試験の受験者数

【平成 23 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①高度かつ実践的な金融教育の充実	我が国金融・資本市場において、専門性の高い優秀な金融人材を確保するため、関係省庁や業界団体等の協力を得て、大学・大学院における高度かつ実践的な金融経済教育の充実・強化に努めていく。
②公認会計士試験の円滑な実施等（再掲）	公認会計士試験（平成 23 年試験等）を円滑に実施していくほか、企業の会計実務の充実等の観点から、公認会計士等の活動領域の拡大等に係る取組みを進めるとともに、公認会計士試験・資格制度について所要の制度整備に取り組む

【担当課室名】

総務企画局政策課、総務企画局総務課、公認会計士・監査審査会事務局

施策Ⅲ－１－（４）

個人投資家の参加拡大

達成目標	個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>少子高齢化社会が進展している中、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られる必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融・資本市場競争力強化プラン（平成19年12月21日） ・「金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告～今後の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築～」（平成21年12月9日） ・金融・資本市場に係る制度整備について（平成22年1月21日） ・新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定） ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成22年12月24日）
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人金融資産に占める株式・投資信託の割合（前年度より増加・23年度末） ・個人の株式売買比率及び株式保有比率（前年度より増加・23年度末） ・個人株主数の推移（前年度より増加・23年度末） ・特定口座数の推移（前年度より増加・23年度末） ・国民の金融知識の状況（前回調査時より向上・23年度調査実施時点） ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続きの実施状況<受付件数等> ・指定紛争解決機関の指定及び認定投資者保護団体の認定状況等 ・シンポジウムの開催実績 ・パンフレットの配布実績

【平成23年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①個人投資家の参加拡大のための制度等の整備	・個人投資家の参加拡大の観点から、利用者保護と利用者利便のバランスに配慮した金融商品取引法の趣旨・目的が広く理解され、また、金融・資本市場への適切な投資機会が提供されるよう、同法の円滑な運用や制度等の整備に向けて取り組む。
②金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施（再掲）	・金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を図ることにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を目的とする金融ADR（裁判外紛争解

	決) 制度の確実な浸透に向けた広報等に積極的に取り組む。また、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用した運用状況のフォローアップを定期的を実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行っていく。
③金融経済教育の充実（再掲）	・利用者のライフサイクルに応じ、身近な事例に即した金融経済教育の充実を図るため、平成17年6月に公表された「金融経済教育に関する論点整理」（金融経済教育懇談会）や19年4月にとりまとめ・公表された「多重債務問題改善プログラム」等を踏まえ、関係省庁・民間団体との連携強化、シンポジウムの開催、パンフレット等の整備・普及、金融庁ウェブサイトを通じた情報提供等を行う。

【担当課室名】

総務企画局市場課、総務企画局企画課、総務企画局政策課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局

施策Ⅲ－２－（１）

金融サービス業の活力と競争の促進に向けた環境整備

<p>達成目標</p>	<p>内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の活力と競争を促すこと</p>
<p>目標設定の考え方 及びその根拠</p>	<p>「新成長戦略」においては、「金融戦略」が7つの戦略分野の1つと位置づけられ、金融の役割として、「実体経済を支えること」、「金融自身が成長産業として経済をリードすること」の2点が掲げられている。金融がこれらの2つの役割を十分に発揮するための環境を整備するため、次のような取組みを行う必要がある。</p> <p>③ 日本市場の魅力向上させ、公正性・透明性を確保するとともに、内外利用者にとっても信頼できる利便性の高い金融資本市場の実現を図るための取組み</p> <p>④ 我が国の金融機関が、アジア各国で活動する際の障壁を除去するための取組み</p> <p>また、内外の利用者のニーズに的確に応え、多様で質の高い金融サービスの提供を可能とするため、時代のニーズにマッチした制度的枠組みの整備や、金融グループ自らの創意工夫により、顧客に対しより質の高いサービスを提供する環境の整備等に向けて検討を行う。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告～今後の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築～」(平成21年12月9日) ・新成長戦略(基本方針)(平成21年12月30日閣議決定) ・新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(平成22年12月24日)
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<p>—</p> <p>(注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。</p>
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況 ・英文開示を行った外国企業等の数

【平成23年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
<p>① 内外の利用者の資金運用・調達機会の拡大に資する金融サービスの向上等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な取引所（証券・金融・商品）創設の推進 証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。（再掲） ・外国企業の我が国市場での資金調達を促進するための英文開示の範囲拡大 投資家保護を図りつつ、現在継続開示書類に限られている英文開示の対象書類を発行開示書類に拡大する等、外国企業のニーズを踏まえた英文開示制度について見直しを行うなど、所要の制度整備に取り組む。（再掲） 〔R I A〕 ・株式等のブロックトレードの円滑化（市場の流通性向上のための取引の促進等） ブロックトレードに関する、証券会社による5%以上の株式売却の仲介行為は、インサイダー取引規制の適用対象となる「買集め行為」に形式的には該当するが、当該仲介行為は、会社に対する支配等を目的とするものではないと考えられることから、このような行為を「買集め行為」から適用除外する。 ・公募増資時の不公正取引に対する規制 我が国市場の公正性や透明性、我が国市場に対する内外投資者の信頼性を確保するため、増資公表後、新株の発行価格決定までの間に空売りを行った上で新株を取得する取引を禁止することとし、平成23年度上半期を目途に金融商品取引法の関連政府令の改正を行う。 〔R I A〕
<p>② 金融機関による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化</p>	<p>・地域金融機関等が、中堅・中小企業の期待やニーズを把握し、関係機関とも連携を図りながら、中堅・中小企業のアジア地域等への進出を支援するため、財務省、経済産業省及び関係機関との連携のうえ、情報提供・相談面及び資金供給面の支援体制の強化に向けた環境整備への取り組みを実現していく。</p>
<p>③ 我が国金融業の中長期的な在り方についての検討</p>	<p>・我が国金融機関の国際競争力の強化、地域経済における金融機能の向上、更には両者があいまって我が国経済・金融業の一層の発展を図るための課題等、我が国金融業の中長期的な在り方についての検討を行う。</p>

④ 保険会社のグループ経営に関する規制の在り方等についての検討	・保険会社の子会社の業務範囲規制等の保険会社のグループ経営に関する規制等について、保険業のあり方全体をも視野に入れつつ、検討を行う。
⑤ インサイダー取引規制における純粋持株会社の取扱い等についての検討	・インサイダー取引規制に係る合併等の重要事実に係る軽微基準及び決算情報変更に係る重要事実について、上場会社等が純粋持株会社である場合には連結ベースの決算値を基準とするような特例を設けること等について検討を行う。

【担当課室名】

総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局保険企画室、総務企画局市場課、総務企画局開示課、監督局総務課

施策Ⅲ－２－（２）

中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進

達成目標	<p>①中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化が図られること</p> <p>②地域密着型金融の推進が図られること</p>
目標設定の考え方及びその根拠	<p>中小企業をはじめとした借手企業を巡る経営環境は、東日本大震災の影響もあり、依然厳しく、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の十全なる発揮が引き続き強く期待される。特に、金融機関が、コンサルティング機能（経営相談・指導等、事業再生等）を十分に発揮することで、中小企業者の経営改善が着実に図られ、中小企業者の返済能力の改善と将来の健全な資金需要につながる、という流れを定着させる必要がある。</p> <p>地域金融機関は、地域金融の中心的な担い手として、中小企業に対する金融の円滑化、地域経済の再生・活性化等のために、地域密着型金融の推進を図っていく必要がある。</p> <p>【根拠】中小企業金融円滑化法を延長するための改正法案（平成23年1月25日閣議決定・国会提出）、平成23年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度（平成23年1月24日閣議決定）、中小企業金融円滑化法の期限の延長等について（平成22年12月14日）、金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成22年12月24日）、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）、経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）等</p>
<p>測定指標 （目標値・達成時期）</p> <p>参考指標</p>	<p>①中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸出態度判断D. I.（前年同期に比べプラス判断・24年3月） ※ 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観） <p>②地域密着型金融の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価（積極的評価の割合が前年度に比べ上昇・23年度末） ※ 金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者及び住宅ローンの借り手に対する貸付条件の変更等の実施状況 ・金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況＜内容・件数＞ ・法人向け規模別貸出残高（日本銀行「貸出先別貸出金」） ・業況判断D. I.、資金繰り判断D. I.（日銀短観） ・不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績（金額） ・金融円滑化に関する検査実施件数 ・金融検査指摘事例集「金融円滑化編」の公表実績

		<p>・金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の中小企業向け説明会の開催実績</p> <p>※ 施策 I - 1 - (1) における各指標について、必要に応じて参照する。</p>
--	--	---

【平成23年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化	<p>23年3月末、中小企業金融円滑化法の期限を1年間延長し、24年3月末までとするとともに、運用面の改善として、①金融機関によるコンサルティング機能の発揮を促すための監督指針の策定、②開示・報告様式の大幅な簡素化を図るための内閣府令等の改正を行った。また、東日本大震災の発生以降、金融機関に対し、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえた対応を行うよう繰り返し要請を行うとともに、貸付条件の変更等に、より注力出来るよう、被災地域等にある金融機関における開示報告義務の弾力化も行った。</p> <p>引き続き、中小企業金融円滑化法の枠組みの下で、東日本大震災の影響を直接・間接に受けている中小企業等の実情も踏まえつつ、以下の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件変更後の継続的なモニタリング、経営相談・指導、経営再建計画の策定支援、本格的な事業再生等に対し、金融機関が積極的に取り組むよう、金融機関の果たすべき役割を具体化した監督指針を踏まえ、金融機関による適切なコンサルティング機能の発揮を促す観点から、金融機関による経営再建計画の策定見込みの判断、経営再建計画の策定・実施状況等について、検査・監督で重点的に検証する。 ・23年9月頃までに、中小企業金融円滑化法の実施状況に関する検査を一巡させる。その後は、金融検査マニュアル「金融円滑化編」に基づき、通常の検査の中で金融円滑化に係る検査（コンサルティング機能の発揮状況等）を実施する。 ・中小企業金融に関するアンケート等による実態把握に努めるほか、金融機関に対し、年末・年度末等の金融円滑化の要請を行う。 ・金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕等について中小企業向け説明会を全国で開催するとともに、中小企業金融円滑化法の延長等について、必要な広報等を通じた周知徹底を図る。 ・東日本大震災の被災地域等にある金融機関が、適切な金融仲介機能を発揮することができるような環境整備に、引き続き取り組む。
②地域密着型金融の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域金融機関は、中長期的な視点に立って、コンサルティング機能の発揮による顧客企業の経営改善・事業拡大支援や地域の面的再生への積極的な参画等の取組を組織全体として継続的に推進し、自らの顧客基盤の維持・拡大、収益力・

	<p>財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</p> <p>このような地域金融機関の自主的な取組を一層促進するため、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(22年12月公表)を踏まえて改正する「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づき適切なフォローアップを行うとともに、動機付け・環境整備のための施策(シンポジウム、顕彰等)について充実を図る。</p>
<p>③金融機能強化法の適切な運用等(再掲)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機能強化法の活用を検討促進を図る。 ・金融機能強化法に基づく国の資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。 ・国の資本参加を実施した金融機関に対しては、計画の履行を確保する観点から、経営強化計画の履行状況を半期毎に公表するとともに、当局として適切なフォローアップを行う。 ・なお、東日本大震災により金融機能に様々な影響が懸念される中、被災地域における金融機能を面的に維持・強化するとともに、預金者に安心感を与える枠組みを予め確保するため、国の資本参加の申請期限を5年間延長するとともに、震災の特例を設けるなど金融機能強化法を改正した。

【担当課室名】

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、検査局総務課

施策Ⅲ－３－（１）

金融行政の透明性・予測可能性の向上

達成目標	明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること
目標設定の考え方及びその根拠	我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強化を図るために、金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）の取組みを進める必要がある。 【根拠】金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日）
測定指標 （目標値・達成時期）	・ 法令外国語訳の公表数（前年度より増加、23 年度末）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融業界との意見交換会の開催実績 ・ 実施した行政処分の公表実績＜内容・件数＞ ・ 金融検査指摘事例集の公表実績 ・ 監督指針等の改正実績及び検査マニュアル等の改定実績 ・ ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数 ・ 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数 ・ 金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数 ・ 和英両文による報道発表等件数 ・ 法令等遵守調査室に寄せられた情報件数（うち受付対象件数及び受付対象外の件数）、調査着手件数

【平成 23 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①検査・監督上の着眼点、重点項目の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査・監督上の着眼点、重点項目を明確化すべく、検査マニュアルや監督指針等の整備を進める。 ・ また、今回の東日本大震災の影響により、金融機関による債務者の実態把握が困難な場合等を踏まえ、金融検査マニュアル・監督指針の特例措置を定めた。今後も、東日本大震災の被害の実態等を踏まえ、検査マニュアルの運用明確化等、適切かつ迅速に対応していく。
②行政処分についての透明性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融庁及び財務局等が行った法令違反等に対する不利益処分を、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を明示しつつ速やかに公表することにより、金融行政の透明性の確保を図るとともに、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生の抑制を図る。
③検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点的な検証課題に関する事例を盛り込んだ指摘事例集を

	作成・公表する。
④ノーアクションレター制度等の適切な運用	・ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すためにホームページ等を活用した周知を引き続き行うとともに、同制度の適切な運用を図る。
⑤金融機関等との対話の充実	・金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上及び当局における市場や金融セクターの動向の的確な把握のため、金融機関等とのヒアリングや意見交換会等を利用した対話の一層の充実に努める。
⑥法令外国語訳の推進	・規制・監督の透明性・予見可能性の向上の観点から、引き続き、金融庁所管のニーズの高い法令の外国語訳を行い、金融庁ウェブサイトにおいて公表を行う。
⑦金融行政に関する広報の充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の媒体を活用し、金融行政に関する広報を行う。 ・金融庁ウェブサイトの内容の充実等を図り、金融行政に関する基礎的資料や時々の金融行政の考え方に、利用者や海外の関係者が容易にアクセスできる環境の整備を図る。 ・海外向け情報発信の充実・強化を図るため、記者会見・講演、重要な政策の説明をはじめ、主に外資系金融機関・海外に拠点を持つ金融機関に関する報道発表等について、和英両文による報道発表を推進するほか、海外プレス・ブリーフィングを実施する。
⑧金融庁法令等遵守調査室の積極的活用	・信頼される金融行政の確立に資するよう、今後とも法令等遵守調査室を活用していく。

【担当課室名】

監督局総務課、総務企画局政策課、総務企画局総務課、総務企画局政策課広報室、検査局総務課、総務企画局企画課

業務支援基盤整備に係る施策

分 野	1 人的資源
課 題	1－（１） 専門性の高い職員の育成・強化
施 策	1－（１）－① 職員の育成・強化のための諸施策の実施

分 野	2 情報
課 題	2－（１） 行政事務の効率化のための情報化
施 策	2－（１）－① 行政事務の電子化等による利便性の高いシステムの構築及び効率的な金融行政の推進
課 題	2－（２） 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析
施 策	2－（２）－① 専門性の高い調査研究分析の実施

業務支援基盤整備に係る施策 1-(1)-①

職員の育成・強化のための諸施策の実施

達成目標	職員の資質の向上を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に的確に対応できるよう、その資質の向上を図ることが必要である。 【根拠】 ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）、金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日）
測定指標 （目標値・達成時期）	・ 研修生による研修内容に関する評価結果（5段階評価で平均3以上・23年度末）
参考指標	・ 民間専門家の在職者数

【平成23年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①高度な専門知識を有する職員の確保・育成	・ ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）に向けての取組みとして、国内外の大学院への派遣や職員が参加しやすい形式での専門研修の実施等の研修の充実や、職員の民間企業等への派遣を通じて、職員の専門性の強化を図る。 また、高度な専門的知識を有する弁護士や公認会計士、金融・証券の専門知識を有する金融実務経験者など民間専門家の確保に努めていく。

【担当課室名】

総務企画局総務課開発研修室、総務企画局総務課

業務支援基盤整備に係る施策 2-(1)-①

行政事務の電子化等による利便性の高いシステムの構築及び効率的な金融行政の推進

達成目標①	可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること
目標設定の考え方及びその根拠	「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。 【根拠】「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）等
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費削減額 ・ 業務処理時間の短縮 →各測定指標の目標値及び達成時期 <p>(1)「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」 目標値：単年度で約 2.1 億円（3 年間で約 6.2 億円、いずれも試算値。以下、「単年度（3 年間）」の試算値を示す。）の経費の削減及び約 9,450 日（3 年間で約 28,350 日）の業務処理時間の短縮が見込まれる。 達成時期：平成 27 年度</p> <p>(2) E D I N E T 目標値：(a)単年度で約 12.4 億円（4 年間で約 49.6 億円、いずれも試算値。以下「単年度（4 年間）」の試算値を示す。）の削減が見込まれる。(b)運用契約の見直しを行なうことによって、約 1.6 億円（4 年間で約 6.4 億円）の削減が見込まれる。 達成時期：(a)平成 23 年度、(b)平成 29 年度</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子開示システム（E D I N E T）の稼働率 ・ E D I N E T サイトへのアクセス件数

達成目標②	情報システム調達の適正化を図ること
目標設定の考え方及びその根拠	「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成 16 年 3 月 30 日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。 【根拠】「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」等

測定指標 (目標値・達成時期)	・情報システムに係る政府調達案件(競争性のある契約方式による機器の調達を除く)の情報システム調達会議付議状況(100%、23年度末)
参考指標	・随意契約比率(企画競争・公募による契約または少額の契約を除く件数ベース)

【平成23年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」の着実な推進	・平成24年度までに情報システムの開発等を行い、金融検査・監督・証券取引等監視の3業務のデータベースの統合等を行い、関係部局間において情報の適時利用や情報連携の強化を行うこと等により、業務効率の向上を図っていく。
②「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」の着実な推進	・「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」については、国際水準を踏まえたXBRL(財務情報を効率的に作成・流通・利用できるよう国際的に標準化されたコンピューター言語)の対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等のために、必要なシステム開発を行うことで、投資家等の利便性の向上を図る。
③情報システム調達の適正化	・情報システムに係る政府調達案件については、「情報システム調達会議」に付議し、調達の必要性、契約方針、契約内容等の妥当性の審議を行う。

【担当課室名】

総務企画局総務課情報化・業務企画室、総務企画局総務課管理室、総務企画局企業開示課、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課

業務支援基盤整備に係る施策 2-(2)-①

専門性の高い調査研究分析の実施

達成目標	的確な調査研究分析を通じて金融行政の専門性・先見性向上に資すること
目標設定の考え方及びその根拠	金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その成果を活用して、専門的かつ客観的裏づけに基づいた金融行政の遂行を図る。
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施する。
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究分析成果の作成実績 (研究論文・レポート等の本数・分野数) ・ コンファレンス、研究会・勉強会等の開催実績

【平成23年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①金融環境の変化に応じた調査研究分析等の実施	・ 金融に関する様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その成果を国内外に適切に情報発信するとともに、行政運営に適切に活用する。

【担当課室名】

総務企画局企画課研究開発室、総務企画局企画課調査室、総務企画局政策課市場分析室、監督局総務課監督企画室

【評価の判断基準】

実績評価は、次の観点から多面的に評価することを基本とします。

1. 指標等に照らした目標の達成度

(1) 定量的指標の場合

- A 当該年度の想定基準に対し 80%以上の場合
- B 当該年度の想定基準に対し 50%以上 80%未満の場合
- C 当該年度の想定基準に対し 50%未満の場合

(2) 定性的指標の場合

- A 当該年度の想定状況に対し、ほぼ想定どおり又はそれを超える状況となった場合
- B 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況には至っていないが、一定の成果が上がっている場合
- C 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況にならなかった場合

2. 目標を達成するための事務運営のプロセス（施策・活動の手段や進め方）が適切、効率的かつ有効であったか。

【端的な結論の基本類型】

現時点で成果の発現が予定されるもの	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。
	施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。
	施策の達成に向けて成果は上がっておらず、取組みの見直し等を行う必要がある。
平成 24 年度以降に成果の発現が予定されるもの	現時点では成果の発現は予定されていないが、施策の達成に向けた制度構築等が行われており、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要がある。
	現時点では成果の発現は予定されていないが、施策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要がある。
	現時点では成果の発現は予定されておらず、業務の実施状況や環境の変化等を踏まえ、取組みの充実や改善を行う必要がある。